

資料保存環境検討委員会規程

〔平成16年 7月27日〕
〔歴博規第 24号〕
最近改正 平成19年4月1日

(任務)

第1条 資料保存環境検討委員会（以下「委員会」という。）は、館長からの求めに応じ、博物館における資料の保存及びその環境を調査、把握し、収蔵及び展示の保存環境について必要事項を審議する。

(構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 資料保存環境検討委員長
- (2) 博物館内の保存科学及び関連分野専攻の研究教育職員 若干名
- (3) 管理部博物館事業課の職員 若干名
- (4) 館長が委嘱する博物館外の学識経験者 若干名

2 前項（第1号の委員長を除く。）の委員の任期は、委員となった日の属する年度の末日までとし、再任は妨げない。

(委員長)

第3条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を行う。

(議事)

第4条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(審議結果の報告等)

第6条 委員長は、審議結果を館長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、管理部博物館事業課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。